

オンライン資格確認システム導入 2023 年 4 月「原則義務化」**「やむを得ない事情がある場合」の経過措置を答申**

12月23日に開催された中医協総会で、2023年3月末日時点でオンライン資格確認(以下、「オン資」)システムの導入が完了していない医療機関について、以下の経過措置(下表参照)が答申されました。義務化の例外は、現在紙レセプト請求が認められている医療機関のままで拡大されませんでした。なお、⑤⑥に該当した場合は、事実上、義務化から除外されるケースもあります。

経過措置の適用を受けるには 2023 年 3 月末までに東海北陸厚生局への届出が必要です。

やむを得ない事情		経過措置の期限	補助金の支給要件(導入完了日)
①	2023 年 2 月末までにベンダーと契約したが、導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで (遅くとも 2023 年 9 月まで)	2023 年 9 月末
②	オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから 6 カ月後まで	2024 年 3 月末
③	訪問診療のみ提供する医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の運用開始まで(2024 年 4 月予定)	2024 年 3 月末(※)
④	改築工事中、臨時施設の医療機関	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで	2023 年 9 月末
⑤	廃止・休止に関する計画を定めている医療機関	廃止・休止まで (遅くとも 2024 年秋まで)	2023 年 9 月末
⑥	その他特に困難な事情がある医療機関	特に困難な事情が解消されるまで	2023 年 9 月末

(※)補助交付期間

⑥の「その他特に困難な事情」について

★東海北陸厚生局を通じて厚労省への照会で個別に判断されます。

- ・高齢の医師・歯科医師でレセプト取扱い件数が少ない
(目安:2023 年 4 月時点で月平均レセプト件数が 50 件以下で年齢70歳以上、65～69歳は個別判断)
- ・自然災害等により継続的に導入が困難
- ・その他例外措置又は①～⑤の類型と同一視できる特に困難な事情がある場合

補助金を受けるための支給要件・期限 (カードリーダーの申込みについて)

①⑥については、経過措置に伴う期限延長はありませんでした。経過措置①②④⑤⑥を受ける医療機関で、オン資の導入を検討しており、現時点で顔認証付きカードリーダーの申込みを行っていない場合は、ポータルサイトに登録を済ませ、今月中にカードリーダーの申込みを行う必要があります。

- ① 2022 年 12 月 31 日までに、「顔認証付きカードリーダー」を申し込む
- ② 2023 年 2 月 28 日までに、システム事業者(ベンダー)との契約を結ぶ
- ③ 2023 年 3 月 31 日までに、導入完了する
- ④ 2023 年 6 月 30 日までに、補助金の交付申請を行う

※経過措置①②④⑤⑥を受ける場合、③の導入完了日は延長され上記の表の通りです。④も延長されます。
※経過措置③を受ける医療機関の補助金の手続き・支給要件については、示されておらず不明です。

届出など詳細は、今後情報がわかり次第、FAX ニュースや保険医新聞、ホームページ等でお知らせします
協会では、今後も「義務化」撤回の取組みを進めます。引き続きご協力お願いします

問い合わせ 愛知県保険医協会

税経部(052-832-1345) 医科社保学術部(052-832-1347) 歯科部 (052-832-1349)